

(案)

和歌山県内企業の高度外国人材等受入れに関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、和歌山県内企業に対して、外国人材の紹介及び派遣（以下「人材紹介等」という。）を連携して実施することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、人口減少や高齢化の進行に伴い、和歌山県の産業を支える人材が不足している状況の中、県内産業を維持・発展させていくためには、日本人だけでなく、企業の将来を担う優秀な外国人材を呼び込むことも重要であることから、甲と乙が連携して県内企業と優秀な外国人材とのマッチングを支援することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するために、次の各号に定める事項について、相互に連携・協力して実施する。

- (1) 甲及び甲が設置する WAKAYAMA 外国人材雇用サポートデスクと連携した、県内企業が求める外国人材のニーズに合致する人材の紹介に関すること
- (2) 乙から甲に対する県内企業における外国人材の情報提供に関すること
- (3) 和歌山県の働きやすさや暮らしやすさ、県内企業の魅力 PR に関すること

（費用）

第3条 人材紹介等に係る費用については、県内企業から乙へ直接支払うものとし、甲は関与しないものとする。

（協定期間）

第4条 協定締結日から令和9年3月31日までの間とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定は、有効期間満了の翌日から起算してさらに1か年更新するものとし、その後も同様に扱う。

（協定締結の終了又は解除）

第5条 次のいずれかに該当するときは、甲は、協定を終了又は解除することができる。また、協定の終了又は解除に伴い、協定締結先企業が被った損失については、甲は、損害賠償を行わないものとする。

- (1) 甲又は乙から書面による終了又は解除の申入れがあったとき
- (2) 乙が和歌山県内企業の高度外国人材等受入れに関する連携協定締結企業第3回募集要領「2. 応募要件」に規定する要件を満たさなくなったとき
- (3) 乙に不正な行為があると甲が認めたとき
- (4) 乙が和歌山県内企業の高度外国人材等受入れに関する連携協定締結企業第3回募集要領「3. 応募条件」に規定する条件を満たすことが不可能となり、甲が協定の終了又は解除の判断をしたとき

（遵守事項）

第6条 乙は、人材紹介等を行う際に、次の内容について遵守しなければならない。

(案)

- (1) 本協定の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 本協定は、甲が県内企業と優秀な外国人材のマッチングを支援するために締結するものであり、甲が乙及びその第三者に対して、与信や身分を与えるものではない。
- (3) 本協定に関して、甲に対して一切の費用や対価等を請求してはならない。また、第三者についても同様に、甲に対して一切の費用や対価等を請求させてはならない。
- (4) 県内企業への人材紹介等の実施について、最善の方法によって合理的かつ実務的に誠意を持って実施しなければならない。
- (5) 本協定の目的を達成するために収集又は取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律のほか、甲及び乙がそれぞれ定める個人情報保護に関する条例や規則等に基づき、適切に取り扱うものとする。

(不可抗力)

第7条 次のいずれかにより、本協定の義務を履行できなかった場合は、甲及び乙ともに責任を負わない。

- (1) 乙が、本協定締結後に発生した火災、天災、戦争、暴動、騒乱及び労働争議等により、人材紹介等の実施ができなくなった場合
- (2) 甲が、火災、天災、戦争、暴動、騒乱及び労働争議等により、本事業の一時的な中断が必要と判断した場合
- (3) その他、運用上又は組織改変などで、甲が本事業の一時的な中断が必要と判断した場合

2 乙が前項(1)により、人材紹介等を実施できなかった場合は、甲及び県内企業に対して、不可抗力の性質と範囲について、不可抗力の事象が発生してから 10 営業日以内に口頭、書面又は電子メールによって報告しなければならない。また、速やかに実施に向けて合理的かつ実務的に誠意を持って努力しなければならない。

(免責事項)

第8条 乙の人材紹介等に基づく、県内企業のいかなる採用判断及びその結果は県内企業による自己責任であり、いかなる損害が発生しても、甲はその責任を一切負わない。

2 県内企業の費用不払い等によって、乙にいかなる損害が発生しても、甲は、その責任を一切負わない。

(疑義の協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山県知事 宮 崎 泉

乙